

2009

中部 3 県議会制度等調査報告書



写真：愛知県議会議事堂内の芸術品

神奈川県議会議員

菅原 直敏

2009/08/22

はじめに

中部地方の3県議会(愛知県議会、岐阜県議会、三重県議会)の議会制度及び長浜市のキャンプ場におけるキャンセル料徴収の取り組みの調査を行った。

愛知県議会では、政策条例策定検討会を規定し、議会において議員が政策条例を提案する際のルールを定めていた。継続的に政策条例を策定していく上では、参考になる取り組みであった。

岐阜県議会では、一般質問における効率的な質疑に努める取り組みが参考になった。議会は形式に重きが置かれる傾向が強いが、端的・簡潔にわかりやすく質問を行っていこうとする姿勢は、県民にわかりやすい議会運営という点で重要であると感じられた。

三重県議会は、近年先進的な議会ということで全国的な注目を集めてきた。その取り組みは平成7年まで遡る。種々の取り組みも興味深かったが、その根底には「議員の意識改革」が「議会改革」に繋がるという意識が流れていた。仕事が今まで以上に忙しくなったと言いながらも、充実した顔を見せる職員の方々も印象的であった。

長浜市では、高山キャンプ場におけるキャンセル料徴収の実際を調査した。キャンセル料がないために、適当な予約が横行していた。しかし、キャンセル料を設定することで、本来なら利用できる利用者に対しても施設を有効に使ってもらおうという目的を達成した。本県においても指定管理者でキャンセル料を徴収する取り組みを促すための事例調査である。

以上、今回も駆け足で調査先を回ったが、行く先々で温かい対応を受けた。調査時間の枠を超えてしまうことも多々あったが、おかげで充実した調査とすることができた。関係者各位に改めて御礼を申し上げたい。

2009年8月
神奈川県議会
菅原直敏

目次

はじめに

序章 調査の概要	1
第1章 愛知県議会	3
第1節 調査の概要	4
第2節 愛知県議会の概要	4
第3節 政策条例策定検討会	4
第4節 議会運営	6
●参考資料：「愛知県議会の概要」（愛知県議会事務局提出資料）.....	7
第2章 岐阜県議会	8
第1節 調査の概要	9
第2節 岐阜県議会の概要	9
第3節 一般質問～質疑は簡潔に	9
●参考資料：「議会の概要 2009」より抜粋(岐阜県議会提出資料).....	10
第3章 三重県議会	11
第1節 調査の概要	12
第2節 三重県議会の概要	12
第3節 改革の経緯	12
第4節 全ての会議は公開	12
第5節 対面方式の質問	13
第6節 その他種々の取組み	13

●参考資料：「三重県議会」（平成 21 年）より抜粋、（三重県議会提出資料）..... 15

第 4 章 長浜市..... 16

第 1 節 調査の概要 17

第 2 節 長浜市の概要..... 17

第 3 節 高山キャンプ場 17

●参考資料：「高山キャンプ場条例新旧対照表」平成 18 年、（長浜市提出資料） 19

序章 調査の概要



写真：長浜市の黒壁スクエア

序章では、今回の調査全体の概要を報告する。

○調査概要

項目	内容
調査者	菅原直敏
調査目的	①～③県議会の現状を把握し、本県議会の議会改革などの議論に役立てるため ④指定管理者におけるキャンセル料徴収の方法を調査するため
調査期間	2009年8月20～22日
調査先	①愛知県議会 ②岐阜県議会 ③三重県議会 ④長浜市役所
調査項目	①～③議会運営他 ④高山キャンプ場におけるキャンセル料の徴収

○調査行程

日時	調査先	移動手段	備考
8月20日 【午前】 【午後】	①愛知県議会 ②岐阜県議会 津市内泊	車	
8月21日 【午前】 【午後】	③三重県議会 ④長浜市役所 長浜市内(高山キャンプ場)泊	車	
8月22日 【全日】		車	

○調査費用(スタッフ1名分含む)

内容	費用	備考
ガソリン代	10,176円	
高速代	12,400円	
宿泊費	21,500円	
合計	44,076円	

※費用はあくまでも概算です。正確な決算額の公表は、政務調査費の公開においてなされます。

第1章 愛知県議会



写真：愛知県議会本会議場

本章では、愛知県議会の調査報告を行う。

愛知県議会では、政策条例を議会として策定する際のルールを定め、政策条例策定検討会を設置することができる。政策条例を策定することの困難は、その内容だけでなく、そのプロセスにも起因するため、1つの事例として参考になる。

また、議員定数は104名と本県議会と大きな相違はないが、質問数や方法など、本県議会よりも柔軟性をもって運営をされているように感じられた。

第1節 調査の概要

愛知県議会を訪れ、職員の方々から説明を受け、意見交換を行った後、議会施設を視察した。

第2節 愛知県議会の概要

愛知県議会の概要

愛知県議会の概要については、参考資料(P7)を参照されたい。

第3節 政策条例策定検討会

概要

愛知県議会において政策条例を策定しようとする際に、その手順が規定されている。政策条例策定検討会はその際の会派間等の協議の場として機能する。執行機関との協議、有識者及び利害関係者からの意見聴取、県民意見の反映などを行うことが決められている。

協議会を用いた事例

愛知県議会では、平成20年度に「愛知県観光振興基本条例」を、議員提出議案として提出している。この際、政策条例策定検討会が6回に渡り開催されている。

利害関係人や有識者として、観光関連団体の幹部や県内の大学の教授を招聘し、意見聴取を行っている。また、条例に関わる部の長からの意見聴取も同様に行われている。

検討会の設置期間としては、8月4日から10月3日と2カ月程度であった。検討会の流れについてはフロー図を示しておく(P5)。

現状

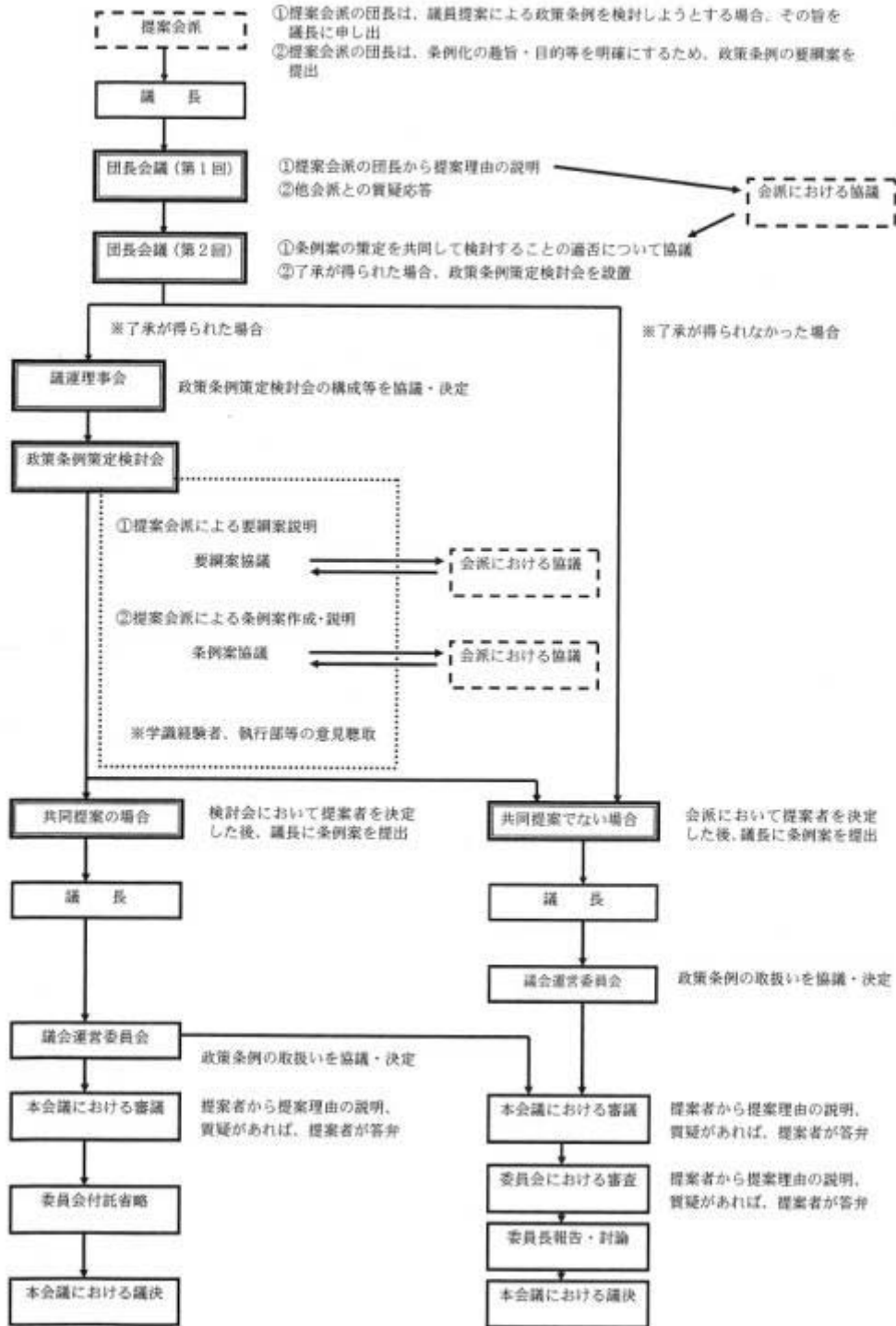
愛知県観光振興基本条例の制定を受けて、議会内の各会派において、更なる政策条例を制定しようとする動きが見られるようである。

議会内で政策条例を提案しようとする際、成果を求め過ぎるあまりに、他会派との協議をおざなりにし、数で押し切ろうとする傾向も一部で見られる。またその逆もしかりである。このような議会の性質も加味しての検討会の設置であろうが、条例制定の取り組みの一事例として参考になる。

ちなみに、愛知県議会では、意見書等を策定する際にも、無用な対立を避けるために、なるべく会派間の一致を求めるように取り組んでいる。同趣旨の意見書で、党派間の対立を背景に異なる意見書を提出することが見られる本県議会においては、見習うべきであると思われる。

●議員提案による政策条例策定フロー(愛知県議会事務局提出資料)

議員提案による政策条例の策定フロー



第4節 議会運営

神奈川県と同規模の愛知県議会

愛知県議会の議員定数は104名であり、本県議会の107名とほぼ同じである。都道府県議会の中ではともに大規模な部類に入る。この点で議会運営においては参考になる部分が少なくない。

委員会の自由質疑

愛知県議会では、常任委員会での質疑は自由形式である。各委員がそれぞれの問題意識で質問を展開する。それに対して、本県議会では、会派ごとに質問を行うことが慣例化し、質問時間ありきの委員会運営となっている。

本県議会の方法は、時間管理という点では優れた運営方法であるが、委員会審議の内容という点では形骸化かつ冗長化する傾向がある。結果的に、緊張感のない質疑が行われることが少なくない。

愛知県議会の方法は、時間管理という点では劣るが、問題意識があるときは長く、問題意識が少ないときは短く委員会が運営されることは当然の結果である。愛知県議会の運営方法は参考に値する。

本会議の質問

愛知県議会においては、一般質問だけで年間約70人程度の質問を行っている。本県議会の40人と比較すると多い。一般質問の日程数としては年間10日程度と本県議会と大きな相違はない。しかし、1日の登壇者数が7人であり、本県議会の5人よりも多いことがその違いの理由である。

愛知県議会が1日に7人が登壇できる理由は、本会議の開会時間が10時からだからである(本県議会は13時)。日程を横に伸ばすことが困難な中、縦に伸ばすことで、本県議会においても質問回数を増やすことは検討に値すると考える。

委員会の複数日開催

平成20年6月定例会、千葉県議会では、委員会の同日開催を止め、複数日開催に移行した。1日2委員会を4日間かけて開催する。複数日開催の長所としては、他の委員会の委員が、所属していない委員会を傍聴できることである。特に全ての委員会に所属委員がいない少数会派にとっては有益とのことであった。傍聴議員は概ね10名前後とのことであった。

●参考資料：「愛知県議会の概要」（愛知県議会事務局提出資料）

愛 知 県 議 会 の 概 要

平成 21 年 7 月 21 日現在

議 員 定 数	条例定数 104 名 [上限数 120 名]
選 挙 区 数	58 (1 人区 29、2 人区 19、3 人区 5、4 人区 3、5 人区 2)
会 派 別 議 員 数	自由民主党 57 名、民 主 党 36 名、公 明 党 7 名 現 員 100 名 [欠員 4 名]
期 別 議 員 数	10 期 3 名、9 期 3 名、8 期 1 名、7 期 3 名、6 期 11 名、 5 期 10 名、4 期 6 名、3 期 17 名、2 期 25 名、1 期 21 名
会 期	2 月定例議会 33 日程度、6 月定例議会 18 日程度、 9 月定例議会 23 日程度、12 月定例議会 18 日程度 計 92 日程度 (5 月臨時議会 1 日程度)
会 議 時 間	本会議は午前 10 時から午後 5 時まで
交 渉 団 体	7 名以上の所属議員を有する会派 (自民党、民主党、公明党)
代 表 質 問	1 人 80 分以内 (質問 50 分、答弁 30 分) 自民党、民主党、公明党の順
一 般 質 問	1 人 50 分以内 (質問 30 分、答弁 20 分) 1 日 7 人程度
議 会 運 営 委 員 会	定数 14 名 (自民民主党 8 名、民主党 5 名、公明党 1 名) [委員長は自民党、副委員長は自民党・民主党各 1 名、正副議長出席]
常 任 委 員 会 (人数は定数)	総務県民 13 名、地域振興環境 13 名、健康福祉 13 名、 産業労働 13 名、農林水産 13 名、建 設 13 名、文 教 13 名、 警 察 13 名
特 別 委 員 会 (人数は定数)	地方分権・道州制調査特別委員会 15 名 国際交流・産業振興調査特別委員会 15 名 安心・安全対策特別委員会 15 名 少子高齢化・人づくり対策特別委員会 14 名 循環型社会形成調査特別委員会 14 名 議員定数等調査特別委員会 14 名 決算特別委員会 (一般会計・特別会計、公営企業会計) 任期中 1 回就任

第2章 岐阜県議会



写真：岐阜県議会の議会棟、左裏手は県庁舎

本章では、岐阜県議会の調査報告を行う。

岐阜県議会では、冗長な質疑を避けるために、質疑を端的に行う風土が存在した。形式ではなく実質が重要であるという判断であるが、大変重要なことであると考ええる。

第1節 調査の概要

岐阜県議会を訪れ、職員の方々から説明を受け、意見交換を行った後、議会施設を視察した。

第2節 岐阜県議会の概要

岐阜県議会の概要

岐阜県議会の概要については、参考資料(P10)を参照されたい。

第3節 一般質問～質疑は簡潔に

やりたいだけできる質問

岐阜県議会では、一般質問は申請した議員が全てできる制度となっている。1日7～8人の質問者が登壇をする。質問時間は各議員30分与えられている。

質疑は簡潔に

岐阜県議会の一般質問においては、質問者も答弁者も、簡潔に質問や答弁を行おうとする傾向がある。質問者は30分の持ち時間を全部使おうとするのではなく、与えられた時間内で、出来得る限り簡潔でわかりやすい質問を心がけている。

答弁者も、必要な答弁を時間の長短に関係なく行うように心がけている。冗長な答弁に対して、議長から注意がされたこともあったようである。

本県議会では、質問の中身の濃淡に関係なく、質問時間をいっぱいを使い、答弁時間も同程度の時間とする傾向がある。岐阜県議会の事例を検討すると、本県議会においても、より効率的な議会運営が可能ではないかと考える。

●参考資料：「議会の概要 2009」より抜粋(岐阜県議会提出資料)

2 議会のあらまし

議 員

■議員定数

議員の数(定数)の上限は、地方自治法で県の人口に応じて定められており、岐阜県の場合は現在61人となっていますが、条例で定数を46人と定めています。

県議会開設以来の議員定数は次のとおりです。

改 選 年	定 数	改 選 年	定 数
明治12年	50人	昭和30年	45(53)人
〃 14年	54	〃 42年	49(56)
〃 30年	35	〃 50年	51(56)
〃 40年	36	〃 54年	50(58)
大正 4年	37	〃 58年	50(59)
〃 12年	36	〃 62年	51(60)
昭和 2年	37	平成 3年	52(61)
〃 6年	38	〃 7年	53(61)
〃 14年	39	〃 11年	51(61)
〃 22年	52	〃 15年	49<61>
〃 26年	53	〃 19年	46<61>

(注) ()内は法定数であり、昭和30年の一般選挙から条例で議員定数は法定数よりも減少している。
< >は上限数である。

■選挙区と定数

現在、27の選挙区があり、選挙区ごとの定数及びその区域は次のとおりです。

選挙区の名 称	定 数	選 挙 区 の 区 域
岐 阜 市	9	岐阜市の区域
大 垣 市	4	大垣市及び安八郡神戸町の区域
高 山 市	2	高山市及び大野郡の区域
多 治 見 市	2	多治見市の区域
関 市	2	関市の区域
中 津 川 市	2	中津川市の区域
美 濃 市	1	美濃市の区域
瑞 浪 市	1	瑞浪市の区域
羽 島 市	1	羽島市の区域
恵 那 市	1	恵那市の区域
美濃加茂市	1	美濃加茂市の区域
土 岐 市	1	土岐市の区域
各 務 原 市	3	各務原市の区域
可 児 市	2	可児市及び可児郡の区域
山 県 市	1	山県市の区域
瑞 穂 市	1	瑞穂市の区域
飛 騨 市	1	飛騨市の区域
本 巣 市	1	本巣市及び本巣郡の区域
郡 上 市	1	郡上市の区域
下 呂 市	1	下呂市の区域
海 津 市	1	海津市の区域
羽 島 郡	1	羽島郡の区域
養 老 郡	1	養老郡の区域
不 破 郡	1	不破郡の区域
安 八 郡	1	安八郡のうち輪之内町及び安八町の区域
掛 斐 郡	2	掛斐郡の区域
加 茂 郡	1	加茂郡の区域
計	46	

第3章 三重県議会



写真：三重県議会本会議場

本章では、三重県議会の調査報告を行う。

近年の三重県議会における議会改革への注目度は高い。分権時代を先導する議会を目指して種々の取り組みを行っているからである。

これらの取り組みの根底にあるのは、議員の意識の変革である。近年、三重県議会のうわべだけをまねて、改革が思うように進まない議会を見てきたが、そこには議員の意識変革の欠如があった。

三重県議会の意識的な取り組みにここでは触れていく。

第1節 調査の概要

三重県議会を訪れ、職員の方々から説明を受け、意見交換を行った後、議会施設を視察した。

第2節 三重県議会の概要

三重県議会の概要

三重県議会の概要については、参考資料(P15)を参照されたい。

第3節 改革の経緯

不祥事をきっかけとして

平成7年の県庁内の不祥事をきっかけとして、当時の知事と議長の話し合いがもたれ、知事は庁内の、議長は議会の改革を推進することとなった。当時の議長がベテランにも関わらず、改革意識の強い方であったことが奏功した。また、改革が始めた頃に大幅な議員の入れ替えがあったことも重要な要素であると指摘されていた。

議会にかかる諸問題検討委員会

平成7年10月31日、議会にかかる諸問題検討委員会が設置された。5回にわたる協議を行い、議員の手によって改革案がまとめられた。その際に改革された内容は、優遇パスの廃止・海外視察の復命書の作成・議会広報の充実など総じて目新しい内容ではなかった。

しかし、これらの取り組みをきっかけとして、現在に至るまでの種々の取り組みがなされることになる。

第4節 全ての会議は公開

会議の公開が意識を変える

三重県議会では、全ての会議は公開されている。本会議のみならず委員会・特別委員会・全員協議会もインターネットで公開されている。議員の意識にも変化が見られ、会議への出席率なども高くなってきているとのことであった。

ネット中継にかかる経費

ネット中継にかかる費用は、初期費用で3,000千円、毎年の委託料で3,648千円である。以上の費用は、その効果を勘案しても必ずしも高くない。本県議会で導入した際は、初期投資の部分において多少の増額は必要かもしれないが、運営費用はほぼ変わらないと想定される。三重県の人口180万人に対して本県の人口は900万人であるわけだから、費用対効果はさらに高まると考えられる。

第5節 対面方式の質問

会議の公開が意識を変える

三重県議会では、平成15年より対面演壇方式の質疑を採用している。また、議場から向かって右上には、大型プロジェクターが設置されており、議員の質問する姿や質疑の際に用いる資料が映し出せるようになっている。



写真：左、対面演壇方式の様子。右、プロジェクターには質問者の姿も映る。

質問方式

三重県議会では、議場形式の変更に伴い、従来の一括質問方式だけではなく、一問一答形式も含む分割質問方式も、議員が選択できるようになった。平成15年第1回定例会から平成21年第1回定例会までの質疑状況は以下のようになっている。

●平成15年第1回定例会から平成21年第1回定例会までの質疑状況(出典：「分権時代を先導する議会を目指して」P25、平成21年4月、三重県議会)

	質問者総数	分割質問		資料の映写
			うち一問一答	
人数	373人	323人	283人	160人
割合	100%	86.60%	75.90%	42.90%

以上、議場や質問の形式にかかる議論は、本県でもなされてきた。議会基本条例でもその点について明示している以上、三重県議会の事例なども参考にしながら、本県議会における導入を早期に進める必要がある。

第6節 その他種々の取組み

議会の会期

三重県議会では、平成20年より会期の見直しを行い、定例会の招集回数を年4回から2回に改めた。導入から2年目に入り、そのメリット・デメリットが明らかになりつつあるが、日程の確保の困難さ、事務局の負担増大という費用や労力がかかるわりには、従前の

制度より多くの効果が得られていると言い難い部分もある。

本県議会でも、三重県議会に習い会期の見直しを来年度より行う予定であるが、三重県議会の成果を見極めてからでも遅くないのではないかと考える。

みえ県議会出前講座

三重県議会をはじめとした地方自治体に対する親近感の醸成と将来の住民自治を担う県民としての意識の涵養に寄与することを目的として、みえ県議会出前講座という取り組みを行っている。

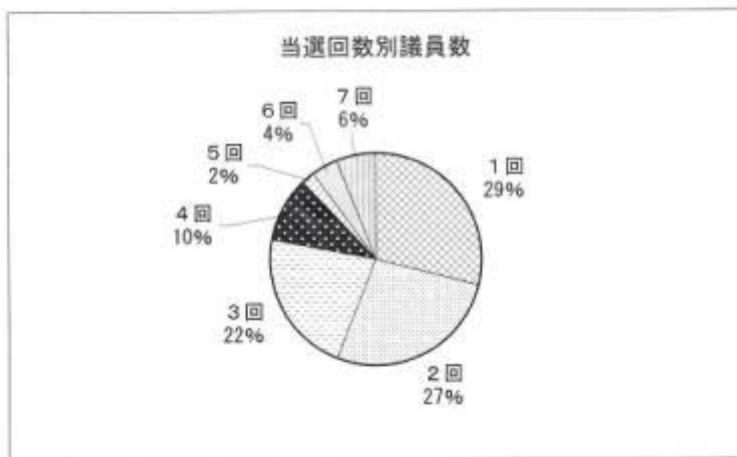
学校からの申し込みを受けて、広聴広報会議の委員が出向いて、議会の説明や質疑を行う。平成 19 年度に 11 件、平成 20 年度の 5 件行われた。

●参考資料：「三重県議会」（平成21年）より抜粋、（三重県議会提出資料）

(3) 会派、当選回数別議員数 (単位：人)

会派	回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	計
新政みえ		9	4	5	5				23
自民みらい		3	8	6			2	2	21
日本共産党三重県議団			1					1	2
公明党		2							2
「 <small>こうぞう</small> 想造」						1			1
計		14	13	11	5	1	2	3	49

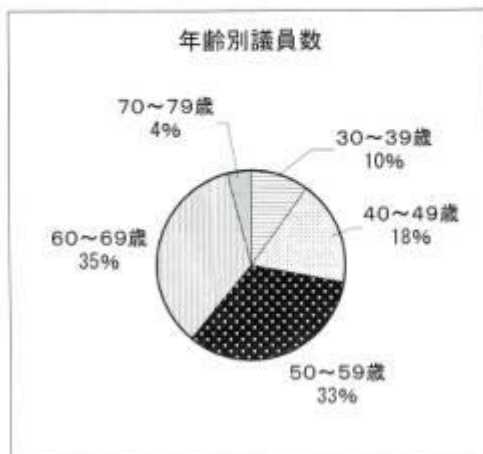
(平成21年5月31日現在)



(4) 年齢別議員数 (単位：人、歳)

区分	議員数
30歳～39歳	5
40歳～49歳	9
50歳～59歳	16
60歳～69歳	17
70歳～79歳	2
計	49
平均年齢	55.3

(平成21年5月31日現在)



第4章 長浜市



写真：高山キャンプ場のバンガロー

本章では、長浜市における調査報告を行う。

長浜市では、市営の高山キャンプ場を指定管理に出している。従前は、予約者からのキャンセル料を徴収していなかったが、直前のキャンセルなどがあり、これらを抑制する必要性からもキャンセル料を設定するための条例改正を行った。

キャンセル導入についての諸課題や成果などについて検討する。

第1節 調査の概要

長浜市役所を訪れ、職員の方々から説明を受け、意見交換を行った。また、実際に高山キャンプ場を訪れ宿泊をした。

第2節 長浜市の概要

長浜市の概要

市政施行：平成18年2月13日

人口：84,813人

世帯数：30,472世帯

面積：247.01平方km

職員数：657人

第3節 高山キャンプ場

概要

高山キャンプ場は、旧浅井町による町営キャンプ場であったが、平成18年の合併により、長浜市営のキャンプ場となった。現在は滋賀北部森林組合が指定管理を受けて、管理・運営を行っている。

無断キャンセルの増加

当初、高山キャンプ場では、キャンセル料を徴収していなかった。行政関連の施設ではよくあることであるが、本施設もそれに習った運営をしていた。しかし、キャンセル料を徴収していないことも手伝い、予定が曖昧なまま日程を抑え、直前にキャンセルをするあるいはキャンセルすらしないで施設を利用をしない事例が散見されるようになった。

直前のキャンセルは次の2点で問題があるとされる。①事業者が本来得られるたであろう利益が失われること、②施設が空いていれば利用したであろう利用者が施設を利用できないことである。特に夏のハイシーズンには、施設が満杯になることもあり、後者の問題は、公営施設であるからこそ、真剣に検討されなければならない。

キャンセル料の導入

無用なキャンセルを避けるために考えられる手段は、キャンセル料を導入することである。キャンセル料を導入することで、利用者はキャンセルをするのであれば、予定がわかった段階で早く行くだろうし、仮に直前のキャンセルになったとしても、事業者の損害もカバーされる。キャンセル料を導入した結果、高山キャンプ場でも今までのような直前のキャンセル者は減少しているようである。

キャンセル料導入の方法

キャンセル料を設定するために必要なことは、キャンプ場の設置条例にキャンセル料を徴収できる旨の条文を加えることである。長浜市の高山キャンプ場条例(平成 18 年改正)では、「利用者が、利用の許可を受けた施設を利用しなかった場合は、キャンセル料を徴収することができる」という条文を加えている。

ここで重要な点は、「～できる」規定であることである。つまり、この条例改正自体が、指定管理者の経営の裁量権を奪うのではなく、それを拡大する方向にあるということである。

キャンセル料徴収の諸課題

キャンセル料を徴収するためには、その徴収にかかるコストも検討しなければならない。長浜市では、電話で予約を行い、その際に氏名・住所・電話番号などを知らせるが、それ以上の手続きはない。仮にキャンセル料が発生した場合は、納付書類を予約者に送ることになる。実際に払わなかった場合は、それ以上催促は想定していないようである。

このような方法では、納付率も低そうであるが、平成 20 年度はキャンセル料支払い該当者 9 件中 8 件、平成 21 年度は 8 月現在で 8 件中 8 件ということで、非常に高い徴収率を達成している。

まとめ

指定管理者が、キャンセル料を徴収できる条文を条例に加えることは、たいした労力でもない。予算も生じない。「～できる」規定であれば、その運用も指定管理者側に委ねられているので、経営の裁量権を増やすことがあっても制限することはない。

徴収率を上げる際の事務経費などの問題は、指定管理者が経営の中で判断をしていけばよい事柄であり。行政が考える問題でもない。本県の指定管理施設においても導入可能な施設は多く存在する。条例提案なども含めて検討を進めていく。

●参考資料：「高山キャンプ場条例新旧対照表」平成18年、(長浜市提出資料)

高山キャンプ場条例(平成18年長浜市条例第145号)新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 省略 (施設)</p> <p>第3条 高山キャンプ場の主な施設は、次のとおりとする。 (1) 体験交流センター (2) 炊事施設 (3) 林間キャンプ場 (4) オートキャンプ場 (5) バンガロー (6) ファイヤーサークル (7) 林間広場 (8) 便所 (9) 駐車場</p> <p>第4条から第8条 省略 (利用料の選付)</p> <p>第8条の2 利用者が、利用の許可を受けた施設を利用しなかった場合は、取納の利用料を返付することができる。 (キャンセル料)</p> <p>第8条の3 利用者が、利用の許可を受けた施設を利用しなかった場合は、キャンセル料を徴収することができる。</p> <p>第9条から第11条 省略 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第12条 第10条の規定により指定管理者に高山キャンプ場の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げる業務とする。 (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (2) 施設の利用許可に関する業務 (3) 第7条の規定による利用料の徴収に関する業務 (4) 第8条の2の規定による利用料の選付に関する業務 (5) 第8条の3の規定によるキャンセル料の徴収に関する業務 (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p> <p>第13条及び第14条 省略</p>	<p>第1条及び第2条 省略 (施設)</p> <p>第3条 高山キャンプ場の主な施設は、次のとおりとする。 (1) 体験交流センター (2) 炊事施設 (3) キャンプ場 (4) バンガロー (5) 林間広場 (6) 便所 (7) 駐車場</p> <p>第4条から第8条 省略</p> <p>第9条から第11条 省略 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第12条 第10条の規定により指定管理者に高山キャンプ場の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げる業務とする。 (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (2) 施設の利用許可に関する業務 (3) 第7条の規定による利用料の徴収に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p> <p>第13条及び第14条 省略</p>